

諏訪東京理科大学の公立化に関する基本協定書（案）

諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村）（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、諏訪東京理科大学の公立化に関し、長野県知事及び諏訪広域連合長（以下「立会人」という。）の立会いのもとに、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この基本協定は、新しい公立大学（以下「新公立大学」という。）が、急速に発達する科学技術とグローバル化する社会に対応して自ら将来を開拓できる人材育成並びに新たな産業の創出及び地域の産業、文化の振興を通じた地方創生の拠点となるために、諏訪東京理科大学の設置者を、乙から甲が設立する一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）が新たに設立する公立大学法人（以下「新法人」という。）へ速やかに変更することについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の責務）

第 2 条 甲及び乙は、信義を重んじ、この協定を誠実に履行する。

（新公立大学の構想案）

第 3 条 新公立大学の構想案は、次のとおりとする。ただし、今後の協議及び許認可の結果により、内容の一部を変更することがある。

(1) 新公立大学の設置者は、新法人とする。

(2) 学部学科等の名称及び入学定員

工学部

機械電気工学科 150 人

情報応用工学科 150 人

共通・マネジメント教育センター

工学・マネジメント研究科

工学・マネジメント専攻

修士課程 15 人

博士後期課程 2 人

(3) 開設時期 平成 30 年 4 月 1 日

2 平成 25 年度をもって学生募集を停止したシステム工学部の機械システム工学科及び電子システム工学科並びに平成 29 年度をもって学生募集を停止する工学部の機械工学科、電気電子工学科及びコンピュータメディア工学科並びに経営情報学部経営情報学科は、新公立大学へ承継するものとする。

（設置者の変更申請）

第 4 条 乙は、前条の規定に基づき、文部科学大臣に対して大学の設置者を新法人に変更する申請手続きを行うものとする。

(学部学科の再編に係る申請)

第5条 乙は、第3条の規定に基づき、文部科学大臣に対して次のとおり学部学科の再編に係る申請手続を行うものとする。

- (1) 新公立大学の工学部の機械電気工学科及び情報応用工学科の設置
- (2) 現在の工学部の機械工学科、電気電子工学科及びコンピュータメディア工学科並びに経営情報学部経営情報学科の募集停止

(公立化に伴う施設設備等の整備)

第6条 乙は、新公立大学の開設時に支障を来さないよう、甲及び新法人に協力し、大学運営に係る教育研究、情報処理環境等の施設設備及び教職員体制の整備を行うものとする。

(姉妹校協定締結)

第7条 乙及び新法人は、新法人設立後に姉妹校の協定を締結し、連携協力を行うものとする。

2 協定内容の詳細については、甲、乙及び新法人で別途協議する。

(債務の承継)

第8条 甲、一部事務組合及び新法人は、諏訪東京理科大学に関わるいかなる債務も承継せず、乙は、諏訪東京理科大学の経営にあたってこれまでに支出した資金の回収について、これを放棄し、かかる資金に関し、甲、一部事務組合及び新法人に対し、何ら請求しないものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、相手方の同意がない限り、この協定に関して相手方から開示された情報を第三者に開示し又はこの協定に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りでない。

- (1) この協定の締結以前に既に保有しているもの
- (2) この協定の締結以前に公知であったもの又はこの協定の締結後に甲及び乙の責によらずに公知となったもの

(その他)

第10条 この協定の内容、解釈、運用等について疑義又は変更若しくは追加事項が生じたときは、甲乙協議の上、お互い誠意をもって解決する。

以上のとおり基本協定を締結した証として、この協定書9通を作成し、甲、乙及び立会人それぞれが記名押印の上、各自1通を所持する。

平成28年8月 日

甲 岡谷市長 今井 竜五

諏訪市長 金子 ゆかり

茅野市長 柳平 千代一

下諏訪町長 青木 悟

富士見町長 小林 一彦

原村 長 五味 武雄

乙 学校法人 東京理科大学
理 事 長 本 山 和 夫

立会人 長野県知事 阿部 守一

諏訪広域連合長 金子 ゆかり